愛媛県JAS認定工場一覧・令和8年4月1日現在

No.	認定番号	会社名	認定工場	本社住所 工場所在地	タイプ	品目	区分		認定日
1	JLIRA－A－069	鶴居産業㈱	乾燥工場	松山市西垣生町1783－6	A		・人工乾燥処理構造用製材 ・機械等級区分構造用製材	・ベイマツ平角SD20・ベイマツ平角SD20	H24.3.30
2	JLIRA－B－57-02	㈱黒川木材工業	本社工場	大洲市長浜町拓海3－8	B	目視等級区分	・構造用製材		H21.2.27
3	JLIRA－B－57-05	久万広域森林組合	父野川事業所	上浮穴郡久万高原町父野川乙586－3	B	目視等級区分	・人工乾燥処理構造用製材	・スギ正角（板）SD15	H21.2.27
4	JLIRA－B－57-08	㈱瓜守材木店	本社工場	新居浜市阿島1丁目5－43	B	目視等級区分	・構造用製材 ・人工乾燥処理構造用製材	・ヒノキ正角SD15	H21.9.25
5	JLIRA－B－57-07 JLIRA－B－57-17	菊地木材㈱	本社工場	西予市宇和町河内94	B	目視等級区分 機械等級区分	・構造用製材 ・人工乾燥処理構造用製材 ・機械等級区分構造用製材	・スギ正角SD20、ヒノキ正角SD20 ・スギ正角SD20（50～90）・ヒノキ正角SD20（E90～130）	H21.9.25 H25.12.26
6	JLIRA－B－57-09	久万広域森林組合	久万事業所	上浮穴郡久万高原町菅生2番耕地1526－3	B	目視等級区分 機械等級区分	・人工乾燥処理構造用製材 ・機械等級区分構造用製材	・スギ正角（板）SD15 ・スギ正角SD20、スギ平角SD20（E50～110）	H23.3.31
7	JLIRA－B－57-10 JLIRA－B－57-16	八幡浜官材協同組合	製材工場	大洲市成能字大地原甲510－5	B	目視等級区分 機械等級区分	・構造用製材 ・人工乾燥処理構造用製材 ・機械等級区分構造用製材	・ヒノキ正角SD15、ヒノキ平角SD15 ・ヒノキ正角SD15（E90～130）	H23.3.31 H24.12.25 H28.7.1
8	JLIRA－B－57-13	㈲成瀬製材所	本社工場	松山市高岡町451－1	B	目視等級区分	・構造用製材		H23.12.27
9	JLIRA－B－57-15	㈲マルヨシ	本社工場	八幡浜市若山2－15	B	目視等級区分	・構造用製材		H24.12.25
10	JLIRA－B－57-20 JLIRA-B-57-23 JLIRA-B-57-27	㈱サイプレス・スナダヤ	東予インダストリアルパーク工場	西条市小松町新屋敷甲1171-1 西条市北条962-55	B	目視等級区分 枠組壁工法 機械等級区分	・構造用製材 ・人工乾燥処理構造用製材 ・人工乾燥枠組壁工法構造用製材 ・人工乾燥枠組壁工法構造用製材 ・機械等級区分構造用製材	・ヒノキ正角SD20 ・スギD19（2×4） ・トドマツD15（2×4） ・ヒノキD15（2×4）、D15（4×4） ・ヒノキ正角SD15	H29.6.30 H30.10.15 R4.3.30 R4.10.18 R4.10.19 R5.4.13
11	JLIRA－B-57-22	日野商事㈱	本社工場	松山市恵原町973番地1	B	目視等級区分	・天然乾燥処理構造用製材	・スギ正角・ヒノキ正角・スギ平角	H29.7.18
12	JLIRA－B-57-25	愛媛ドライウッド㈱	本社工場	松山市西垣生町1740-6	B	目視等級区分	・機械等級区分構造用製材	・スギ正角SD15・ヒノキ正角SD15・スギ平角SD15	R2.12.21
13	JLIRA－B-57-28	㈲堀本製材所	大谷工場	西宇和郡伊方町二名津116番地	B	目視等級区分	・構造用製材		R6.7.10
14	JLIRA－B-57-29	㈱FORJ	本社工場	大洲市長浜町拓海3－9	B	枠組壁工法	・人工乾燥枠組壁工法構造用製材	・スギD19（2×4、4×4） ・ヒノキD19（2×4、4×4）	H30.10.15
15	JLIRA－B-57-30	㈲露口製材所	本社工場	松山市西垣生町1895	B	目視等級区分	・構造用製材		R7.3.24
16	JLIRA－B-57-31	㈱ランバーせいよ	野田工場	西予市宇和町野田400－4	B	目視等級区分 機械等級区分	・人工乾燥処理構造用製材 ・機械等級区分構造用製材	・スギ正角SD15、ヒノキ正角SD15 ・スギ正角SD15、ヒノキ正角SD15（E50～110）	R8.1.8

認証区分	含水率	JAS格付け可能寸法等
構造用製材	生材	＊樹種、断面寸法、長級において制約なし
人工乾燥処理構造用製材	SD15, SD20	＊樹種　認証樹種 ＊正角　木口の短辺が150mm以下で、平角でないもの ＊平角　木口の短辺が75mm以上、かつ、木口の短辺と長辺が異なるもの *大断面　木口の辺が151mm以上のもの（本県は認証無し） ＊長級　制約なし
機械等級区分構造用製材	SD15, SD20	
人工乾燥枠組壁工法構造用製材	D19, D15	※樹種　認証樹種 ※寸法形式　2×4（104、106、203、204、205、206、208、210、304、306）4×4（404、406、408）
天然乾燥処理構造用製材	（30%以下）	＊樹種　認証樹種 ＊板材　木口の短辺が75mm未満のもの（本県は認証なし）・ ＊正角　木口の短辺が75mm以上、150mm以下で、かつ木口の短辺と長辺が同一のもの ＊平角　木口の短辺が75mm以上、150mm以下で、かつ木口の短辺と長辺が同一でないもの（本県は認証無し） ＊大断面　木口の短辺が、151mm以上のもの（本県は認証無し） ＊長級　制約なし